



軽防協ニュース速報（号外）

2020年6月4日

軽種馬防疫協議会 事務局

（JRA 馬事部防疫課）

処女地ニュージーランドにおける馬ピロプラズマ病の摘発

ニュージーランドにおいて、本年5月22日に馬ピロプラズマ病の発生が報告されましたので、以下に情報をまとめました。

また、国際獣疫事務局（OIE）のホームページ上にも、現時点での情報が掲載されておりますので、ご興味のある方はそちらのほうも併せてご確認下さい（英語）。

https://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=34414

発生状況

これまでニュージーランドにおいて馬ピロプラズマ病の発生はなく、今回摘発された馬は、2019年2月にフランスから輸入された4歳牝馬であり、ニュージーランドから輸出する際の検疫時に陽性と判定されました。輸入検疫時の検査では本病は検出されませんでした。120頭が感染馬との接触を疑われていますが、本症の伝播にはダニの媒介を必要とします。

ニュージーランドと日本の間には馬の家畜衛生条件が締結されていますが、「馬ピロプラズマ病の発生が存在しないこと」が条件とされているため、今回の発生を受けて同条件の一時停止措置がとられています。（参考：<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/uma.html>）

馬ピロプラズマ病とは？

馬ピロプラズマ病は古くからその存在が知られており、赤血球の中に寄生する原虫によって起こる病気です。この原虫が馬に感染すると馬は貧血、黄疸、発熱や血尿などの臨床症状を示し、罹患した馬の約10%が死亡すると言われています。馬に感染するピロプラズマ原虫には、*Babesia caballi*、*Theileria equi*の2種類があります。今回のニュージーランドでの発生は *Theileria equi* によるものです。上述したとおり、これらの原虫はダニによって媒介され感染します。現在、本病はヨーロッパ、アジア、ロシア、アフリカおよび中南米など世界各地に存在していますが、わが国での発生は過去に確認されておらず、家畜伝染病予防法において指定されています。一方、ヨーロッパなどの常在地では、感染馬に対して化学療法が試みられていますが、確立された治療法は存在しません。また、予防としての有効なワクチンも現在のところ存在しません。